



# たじみ監督署 安全衛生だより

## 平成24年の労働災害発生状況

平成24年9月末における労働災害発生状況は、全産業で189件で、前年の同じ時期と比べ21件の増加となっています。主な業種別では、製造業で82件(前年比21件の増加)、建設業で24件(前年比12件の増加)となっています。

このような状況の中、製造業について事故の型別労働災害発生状況を見ますと、『はさまれ・巻き込まれ』災害が36件となっており、全体の44%を占めています。災害発生状況は、機械の不具合が発生した時に直そうと機械を停止せずに機械に手を入れて巻き込まれた災害、手袋をしたままボール盤を扱っていたため手袋が巻き込まれた災害等で、安全意識の低下が根本にある災害が目立ちました。

このことから、安全意識の高揚を図るための安全衛生教育の充実やリスクアセスメントをはじめとする、自主的な安全衛生活動を推進し、労働災害防止を図ることが非常に重要となっています。

### リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業場における危険性または有害性を特定し、それによる労働災害(健康障害を含む)の重篤度(災害の程度)とその災害が発生する可能性の度合を組み合わせるリスクを見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去または低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。リスクアセスメントによって検討された措置は、安全衛生計画に盛り込み、計画的に実施する必要があります。

### 業種別労働災害発生状況

(多治見監督署管内)

	平成24年	平成23年	対前年 増減数	対前年 増減率	構成比	(参考) 平成22年
全産業	189	168	21	12.5%	100%	194 (4)
製造業	82	61	21	34.4%	43.4%	69 (2)
うちパルプ・紙等	7	1	6	600.0%	3.7%	6 (1)
うち窯業土石	24	20	4	20.0%	12.7%	26
うち機械金属	24	19	5	26.3%	12.7%	14 (1)
建設業	24	12	12	100.0%	12.7%	27 (2)
運輸業	19	21	-2	-9.5%	10.1%	11
卸・小売業	14	15	-1	-6.7%	7.4%	19
通信業	9	8	1	12.5%	4.8%	9
ゴルフ場	14	13	1	8%	7.4%	22
上記以外	27	38	-11	-28.9%	14.3%	37

本統計は、平成24年9月末日までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上の死傷災害を集計したもので、カッコ内の数は死亡災害を内数で示したものです。

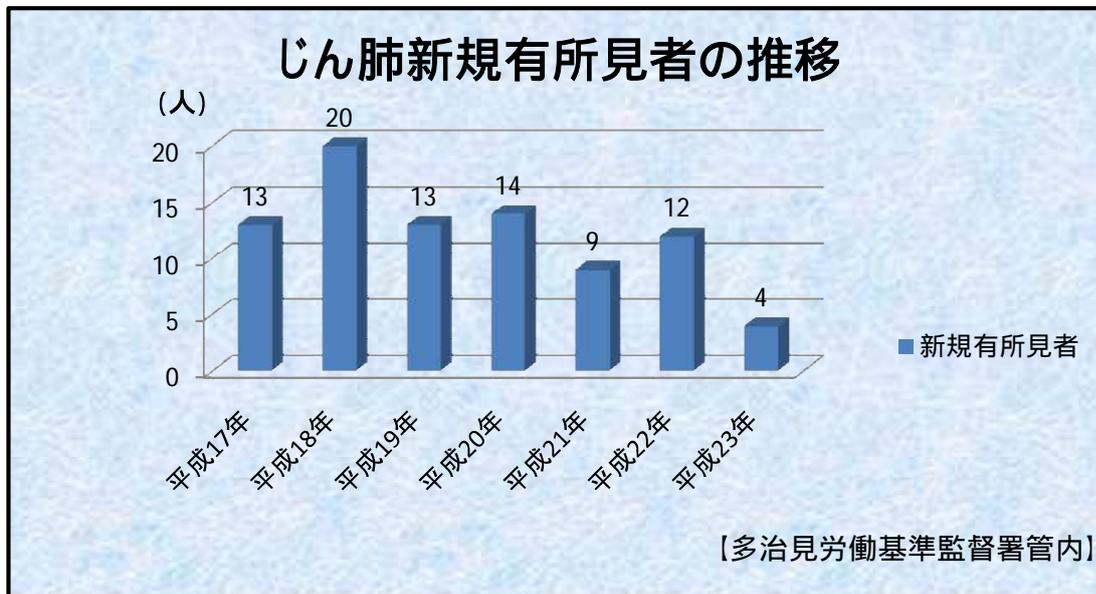
構成比は少数第2位を四捨五入しているため、各業種の合計が100%にならない場合があります。

**(労働災害が発生したら労働者死傷病報告は遅滞なく提出しましょう)**

# 粉じん障害を防止しましょう

多治見労働基準監督署管内で新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、平成24年度においては12人となっており、ここ5年間の推移を見ると、今年度に入り増加傾向にあります。

粉じん障害防止対策をより一層推進するため、第7次粉じん障害防止総合対策(平成20年度から平成24年度)が策定されているところですが、各事業場において今一度、総合対策に基づく措置の徹底を図っていただくとともに、事業者の講じる措置の実施には、労働者の方も協力しましょう。



## じん肺とは・・・

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの無機物または鉱物性の粉じんの発生する環境で仕事をしている方が、その粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が繊維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気をじん肺といいます。

## じん肺の症状・・・

じん肺の初期症状は息切れ・咳・痰が増えるなどですが、進行すると肺の組織が壊され、呼吸困難を引き起こします。また、気管支炎・肺がん・気胸などの合併症にかかりやすくなるので注意が必要です。粉じん作業を行っているときは気づかなくても、じん肺の症状は数年から数十年かけてゆっくりと進行します。

## じん肺の治療・・・

いったんじん肺にかかると、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。じん肺そのものについては、現在治療の方法がありません。咳に対しては鎮咳剤、痰に対しては去痰剤、呼吸困難に対しては酸素療法など症状に応じた治療が中心となります。

**いったんじん肺にかかると、一般にもとの正常な肺には戻らず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。さらにじん肺を治す根本的な治療がないことを考えると、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼働、呼吸用保護具の適正な着用などにより粉じんへのばく露防止対策を徹底することが重要です。**

## ～事業者が重点的に講ずべき措置の概要～

### 共通事項

#### 1. 健康管理対策の推進

じん肺健康診断を実施し、毎年「じん肺健康管理実施状況報告」を提出してください。また、じん肺健康診断の結果に応じて、粉じんばく露の低減措置等を行ってください。

#### 2. 呼吸用保護具の着用の徹底

「保護具着用管理責任者」を選任し、保護具の適正な選択、使用及び保守管理を行わせてください。

#### 3. 離職後の健康管理

じん肺管理区分2または管理区分3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより健康管理手帳が交付され、無料で健康診断を年一回受けることができます。じん肺は経過が長く、長期的な健康管理が重要です。離職する方に対して、健康管理手帳制度についてお知らせください。



### 窯業土石製造業及び金属研磨作業にかかる粉じん障害防止対策

#### 1. 局所排気装置等の設置

特定粉じん発生源に局所排気装置等の設置の措置を講じてください。また、局所排気装置に対する「検査・点検責任者」を選任して、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じてください。

#### 2. 作業環境測定の実施

作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準に基づき評価し第2管理区分または第3管理区分に区分された作業場については施設・設備・作業工程・作業方法の点検を行い、その結果に基づき作業環境を改善するために必要な措置を講じてください。

#### 3. 特別教育の実施

特定粉じん作業に常時従事する労働者に対して、特別教育を実施してください。



### アーク溶接作業にかかる粉じん障害防止対策

#### 1. アーク溶接作業が粉じん作業であることの周知徹底

アーク溶接作業については、粉じん作業であるという認識が低いことから、じん肺にかかるおそれのある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対して作業場の見やすい位置にアーク溶接作業が粉じん作業であり、従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等を掲示してください。



また、平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の改正により、これまで、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合、呼吸用保護具の使用は、「屋内、坑内またはタンク、船舶、管、車両等の内部に」おいて行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されました。これにより、屋内外を問わず「金属をアーク溶接する作業」を行う場合には、呼吸用保護具を使用することが必要となります。

#### 【窯業土石製品製造業労働災害防止研修会】

日 時:平成24年11月13日(火) 午後1時30分から

場 所:土岐市文化プラザ

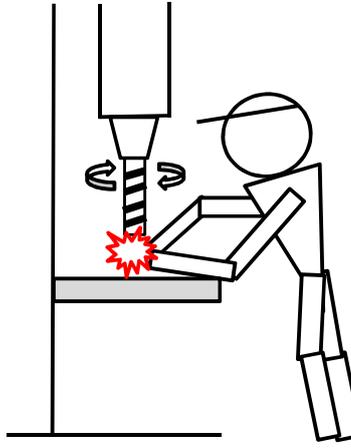
粉じん障害防止等の研修会を行います。ぜひご参加ください。  
(問い合わせ) 多治見労働基準監督署 安全衛生課(0572-22-6381)

# 【災害事例】

## 事例(1)

発生概要		金型の落下により腕を切断									
業種	プラスチック製造業	職種	成形工	年齢	40代	性別	男	災害程度	休業1年	経験	27年
発生状況	成形工場内で高さ80cmの脚立に乗り、高さ2mの金型ラックの最上段に保管している重さ80kgの金型を取り出す作業中に、バランスを崩して脚立から落下して倒れたところに、取り出し中の金型が右腕に落下してきて、腕を切断したものの。			事故の型	飛来・落下			起因物	機械装置		
	発生原因			概略図							
再発防止策	脚立の天板に乗り、作業を行っていたこと。 足場の悪い場所で、ラックの奥に保管していた金型(重量物)を手前に引きずったこと。			 <p>金型保管ラック</p> <p>落下</p> <p>金型</p> <p>切断</p> <p>右腕</p>							
	脚立の天板での作業は行わないこと。 金型の保管方法を、脚立の上で作業を行わないような配置とすること。			<p>&lt;ワンポイントアドバイス&gt;  <b>労働安全衛生規則第528条</b>            事業者は脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。            丈夫な構造とすること。            材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。            脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。            踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。</p>							

## 事例(2)

発生概要		ボール盤に手を巻き込まれる									
業種	自動車部品製造	職種	機械工	年齢	60代	性別	男	災害程度	休業2週間	経験	48年
発生状況	工場内にて、ボール盤でネジ切り作業中に右手の手袋が巻き込まれ、指を負傷したものの。			事故の型	はさまれ、巻き込まれ			起因物	ボール盤		
	発生原因			概略図							
再発防止策	手袋を着用して作業をしたこと。 使い慣れた機械で危険だという認識が薄れていたこと。										
	ボール盤等の回転する刃物の機械の作業は、手袋を使用しないこと。 安全作業手順書を作成して、周知のための教育を行うこと。			<p>&lt;ワンポイントアドバイス&gt;  <b>ボール盤の使用上の注意</b>            ボール盤は手軽に使用でき、かつ使用頻度の高い工作機械ではあるが、他方で怪我の発生率も高いため、使用方法については十分に注意しましょう。</p> <p>機械の掃除、給油、検査または修理を行う場合は、機械の運転を停止しましょう。作業は、長袖・長ズボンで上着や袖口のボタンは確実にかけて、また、長い髪は束ねたり適当な作業帽を着用して、機械に巻き込まれないようにしましょう。手袋は回転する刃に巻き込まれる恐れがあるため使用しないようにしましょう。</p>							

1. 災害発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。

2. 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。